

事 務 連 絡
令和 8 年(2026 年) 9 月 2 9 日

各歯科医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部健康増進課長
山口県健康福祉部医務保険課長

歯科技工所番号の適切な運用に向けて（依頼）

平素より、本県の歯科保健医療行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 63 号）の施行日である令和 8 年 10 月 1 日以降は、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 18 条に規定する歯科医師の指示書（以下「歯科技工指示書」という。）に、歯科技工所番号の記載が必要となります。

つきましては、今後、歯科技工指示書を作成される際は、委託先の歯科技工所に問い合わせるなどした上で歯科技工所番号を記載するよう、お願いいたします。歯科技工指示書に当該番号の記載欄がない場合は、余白に記載してください。

なお、歯科技工所番号を記載した歯科技工所一覧については、歯科技工所が所在する都道府県等のウェブサイトに掲載される予定ですので、ご確認ください。

山口県健康増進課： 歯科技工所一覧について

[/https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/201075.html](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/201075.html)

厚生労働省：各都道府県等における開設届出のなされた歯科技工所の一覧（各都道府県等の HP のリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00005.html

健康増進課健康づくり班 伊東 TEL 083-933-2950 医務保険課医療指導班 堀永 TEL 083-933-2820
